

【保育園・幼稚園・学校等の先生方へ】

渋谷区

園・学校等訪問支援事業



利用のてびき

(福祉サービス：保育所等訪問支援事業)



目次

はじめに	1
I 園・学校等訪問支援事業「いんくる」(保育所等訪問支援事業)について	
1. 理念・目的	2
2. 訪問チーム<訪問支援員>	3
3. 事業内容	3
(1) 対象	
(2) 訪問先	
(3) 訪問回数	
(4) 支援内容	
4. 事業効果	5
5. 渋谷区未就学児通所施設巡回訪問相談支援との違い	6
II 訪問支援 当日の流れ	7
III 訪問支援 利用の手順	8
IV 参考資料	
訪問依頼書	11

はじめに

Q こんなことありませんか？



- ・お友達となかなか遊べない
- ・勝負に負けると怒ってしまう
- ・いつもと違う活動にドキドキしてしまう
- ・文字を書いたり読んだりするのが苦手

- ・家ではできるのに集団になるとできないのはなぜ？
- ・友達とトラブルを起こさず過ごしてほしい
- ・行事やイベントに参加できるようになって欲しい
- ・行き渋りにどう対応したら良いか・ ・
- ・子どものことを通い先の先生ともっと共有したい
- ・進級・進学などの環境の変化に不安がある

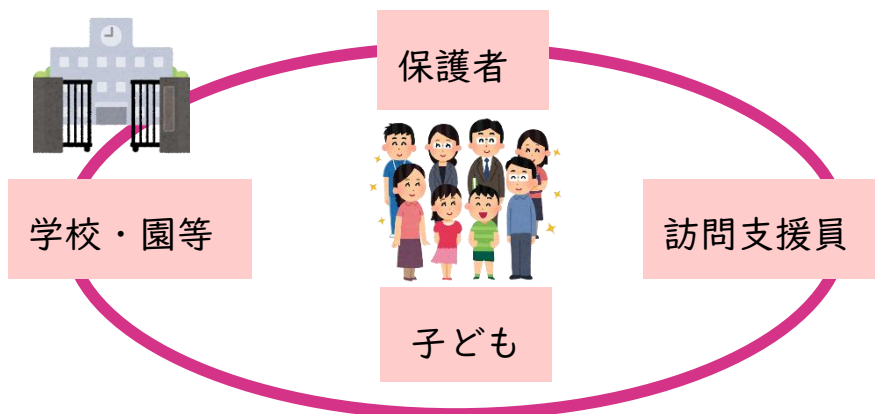


このように通い先でのことでお悩みの際には、渋谷区子ども発達相談センターの園・学校等訪問支援事業「いんくる」をご利用ください。

保護者の方との面談の上、園や学校に定期的に訪問し、お子さんの育ちや支援の方法について、先生方と一緒に考えながら、そのお手伝いをいたします。

園・学校等訪問支援事業「いんくる」ってどんな事業？

- ・児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業（福祉サービス）
- ・子ども子育て施策や教育の現場に入り込んで行うアウトリーチ型の発達支援事業
- ・訪問先施設からではなく保護者からの依頼に基づいて行われる点で、巡回訪問支援や教育分野における専門家派遣などと大きく異なる



I 園・学校等訪問支援事業「いんくる」(保育所等訪問支援事業)について

1. 理念・目的

<理念>

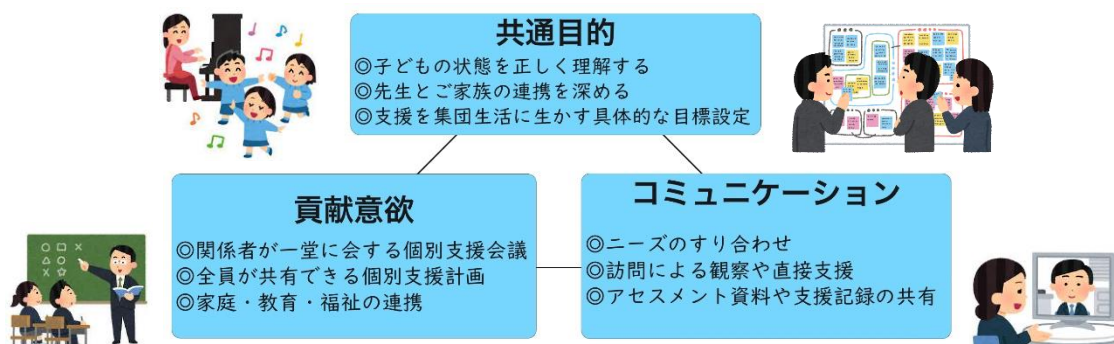
渋谷区子育てネウボラでは、妊娠期から18歳までの全ての子どもとその家族をサポートし、切れ目のない支援を目指しています。

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で暮らす社会(インクルーシブ社会)を実現するため、子ども発達相談センターで、園・学校等訪問支援事業「いんくる」(以下「いんくる」という。)を実施し、お子さんと保護者のライフスタイルにあったオーダーメイドのアウトリーチ型支援を行うことで、園・学校生活や就学前後の切れ目のない支援のさらなる充実を目指します。



子どもたちが生まれた地域で育っていくためには、子どもを取り巻く環境に一貫性と継続性のある支援が大切であり、person-centered planning「本人中心の計画」を貫くために家庭・教育・福祉が一体となることが必要だと考えています。本人主体の支援を実現するために、お子さんに応じた療育を行うだけでなく、本人や保護者、支援者がより良い関係を築けるように「共通目的」を理解し、お子さんをチームで支援するための具体的な方策を協働して実施することで「貢献意欲」を喚起し、同じ方向に向かっていく保護者と支援者の「コミュニケーション」が円滑になるよう連携を図るチームアプローチを重視します。

図) 効果的な連携によるチームビルディングに大切なこと



<目的>

「いんくる」は、お子さんが普段通所している場所での集団適応を支援するサービスです。支援をはじめるときには、必ず、施設の環境やそこで行われている活動や教育とお子さんの特性の双方をアセスメントし、方法や枠組みにお子さんを当てはめるのではなく、アセスメントを基盤にした多面的な視点から支援内容を検討し、その中でお子さん本人の強みや弱みを理解することから始めます。また、訪問支援を通して保護者と関係機関の距離が縮まり、お子さんの成長や発達を共に喜び合うことで、お子さんが安心・安全に過ごせる環境になり、保育や教育の効果を最大限に引き出します。

2. 訪問チーム<訪問支援員>

障がい児支援に関する知識と経験を有する作業療法士や教員の資格を持った支援員が対象施設に伺います。支援員は原則として1名の派遣となりますが、場合によっては、違う専門性をもつ複数の支援員での訪問や会議の実施など、柔軟に支援を行う体制をとっています。

3. 事業内容

(1) 対象：どのような人が利用しますか？

「いんくる」の利用対象は、園・学校等の施設に通い**集団生活に専門支援が必要なお子さん**です。集団での生活を送る中で、人との関わり方／言語・コミュニケーション／注意・集中／感覚運動／情緒・感情などの関わりに悩むお子さんが主な対象ですが、必ずしも申請時に集団不適応をおこしている必要はなく、特性に応じた配慮が必要なお子さんにもご利用いただけます。

申請は保護者が行いますが、お子さん**本人に訪問支援に対する意向を確認することが重要**です。お子さんのニーズを聞きとることや、自分のニーズを話すことができないう場合には、保護者や施設からの情報を念頭に置きながら、本人のニーズがどこにあるのかを見極めます。

(2) 訪問先：どこで支援を行いますか？

訪問先は、保育園や幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校、けやき教室、放課後クラブ、その他児童生徒が集団生活を営む施設として区が認める施設です。



(3) 訪問回数：支援の頻度や時間、期間はどのくらいですか？

お子さんの状況にもよりますが、月に**1～2回程度の頻度**で訪問します。

1回あたりの訪問時間は、9時～17時のうち、直接支援及び間接支援合わせて2時間～半日程度です。支援の期間は**半年から1年ごとに見直しを行い、継続か終了の判断**を行います。



(4) 支援内容：どのような支援をしますか？

お子さんへの「**直接支援**」と、先生方への「**間接支援**」を行います。

まずは施設に訪問し、お子さんの様子を観察することで困っていることやその原因について分析します。そして、直接支援として集団場面での困りごとに対して働きかけます。個別に発達課題について支援する場合がありますが、通常の生活の流れや保育・教育の妨げにならないよう、十分に配慮をしながら関わります。

また、間接支援として先生方に対し、お子さんの情報を共有し、具体的な対応方法や教材のご提案をします。そして、観察によって明らかになった課題に対しては、一緒に分析を行い、解決に向けて対応策を検討します。

訪問後は保護者やご家族に対して丁寧に報告し、支援を継続する中でお子さんの成長を共有していきます。

*参考：教材の例



(必要に応じて教材サンプルの貸し出しや試行ができるように準備しています)

4. 事業効果

想定される事業効果

- ・ 集団生活場面に直接入り込み、不適応の要因となっている環境に直接介入することにより課題を改善する
- ・ 早期支援又は円滑な移行支援を行うことで集団生活の不適応を未然に防ぐ
- ・ 訪問先の職員に対して、お子さんへの専門的関わり方及びその効果を直接見せることで参考となる
- ・ 訪問支援計画（個別支援計画）を訪問先と共有することで、保育や教育に関する計画の参考となる

以上の効果により、依頼者である保護者はお子さんの育ちへの安心を得るだけでなく、通っている施設への信頼が高まり支援者と良好な関係が保たれます。また、直接支援によって訪問施設の専門性と子ども理解が促進され、最終的には、対象となっているお子さんが訪問施設での集団場面で安心して活動することができるようになります。そして何よりお子さん自身が「できた」という達成感や満足感、自信を得て、自己肯定感が高まることに繋がります。

<その他の期待できること>

集団場面での支援によって発達上の課題に気づくことができる

支援者を介して先生と家族間の連携が深まる

一人ひとりに応じた支援ができる

進級・進学の際に実効性のある支援方法を確実に引き継ぐことができる



5. 渋谷区未就学児通所施設巡回訪問相談支援との違い

子ども発達相談センターでは、「いんくる」の他に、区内の保育所等の施設を利用するお子さんが一人のひとりの個性にあわせた支援が受けられるよう「未就学児通所施設巡回訪問相談支援事業」（巡回訪問相談支援）を実施しています。どちらも専門の支援員が保育所等の施設へ出向いて支援を行う事業ですが、その対象や内容、サービスの位置づけには違いがあります。特に「いんくる」の特徴としては、依頼者が保護者であること、支援内容が職員への間接支援に加え、お子さんや集団への直接支援を行うことにあります。

< 「いんくる」と巡回訪問相談支援の違い >

	「いんくる」	巡回訪問相談支援
依頼者	保護者	幼稚園・保育園
支援対象	お子さん及び園・学校等訪問先の職員	園の職員
支援内容	お子さんへの直接支援 職員への間接支援 家庭連携	職員への間接支援
訪問頻度	1人あたり1～2回/月	1施設あたり2～3回/年
サービスの位置付け	保育所等訪問支援 児童福祉法に基づく 福祉サービスの一類型 ▷お子さんが普段生活している場所での集団適応を支援する	行政サービス事業のひとつ 渋谷区未就学児通所施設巡回訪問相談支援事業実施要綱 ▷保育の中で関わりに悩むお子さんの対応について先生方へ助言する

表で示したように、それぞれに特徴があります。それぞれの事業の強みを活かして、お子さんの健やかな成長・発達と家族の安心を願う支援が広がることを目指しています。

Ⅱ 利用当日の流れ

①事前打ち合わせ（5分）

当日のお約束のお時間までに、担当の支援員が園や学校等に伺います。
*観察前に、お子さんの様子について担任(担当)の先生と簡単な打ち合わせを行います。その際に、お子さんについて相談したいことや当日の活動に合わせた支援員の動きを確認します。

②観察・支援（1時間程度）

支援員が、活動中のお子さんの様子を観察します。
また、必要に応じてお子さんに直接関わります。

③カンファレンス（30分程度）

観察したお子さんの様子や先生方から伺った様子をもとに、お子さんへの対応の仕方、課題や環境設定の工夫などについてカンファレンスを行います。カンファレンスは30分程度を予定していますので、調整等、ご協力をお願いします。

④事後共有

訪問終了後、カンファレンスでの内容（お子さんへの対応・支援）について関係する先生方と共有していただければ幸いです。

Ⅲ 利用の手順

① 保護者からの依頼

保護者からの相談・依頼によって、利用開始に向けての準備が始まります。お電話や対面で、サービスの内容と利用方法について保護者に説明します。

② 面談・契約

お子さんと保護者の要望を伺います。利用を希望される場合は契約の手続きに進みます。利用にあたっては「通所受給者証」が必要となります。

※通所受給者証とは・・・障害児通所支援という福祉サービスを利用するためにお住いの市区町村から交付される証明です。

③ ニーズの確認・アセスメント

本人・保護者・訪問先施設それぞれのニーズをすり合わせます。

そのために、保護者との面談に加え、必要に応じてお子さんへの聞き取りやアセスメントを行います。また、お子さんの在籍する施設へ訪問し、お子さんの現状やニーズを確認します。

④ 個別支援計画の共有

訪問支援員が作成した「個別支援計画書」を保護者・訪問先施設と共有します。ここで保護者や必要な支援者が集まって共有することもあります。

⑤ 施設訪問・カンファレンス

実際に施設訪問をしてお子さんの観察・支援を行います。その後、先生とカンファレンスを行い、見立てや支援方法を共有します。

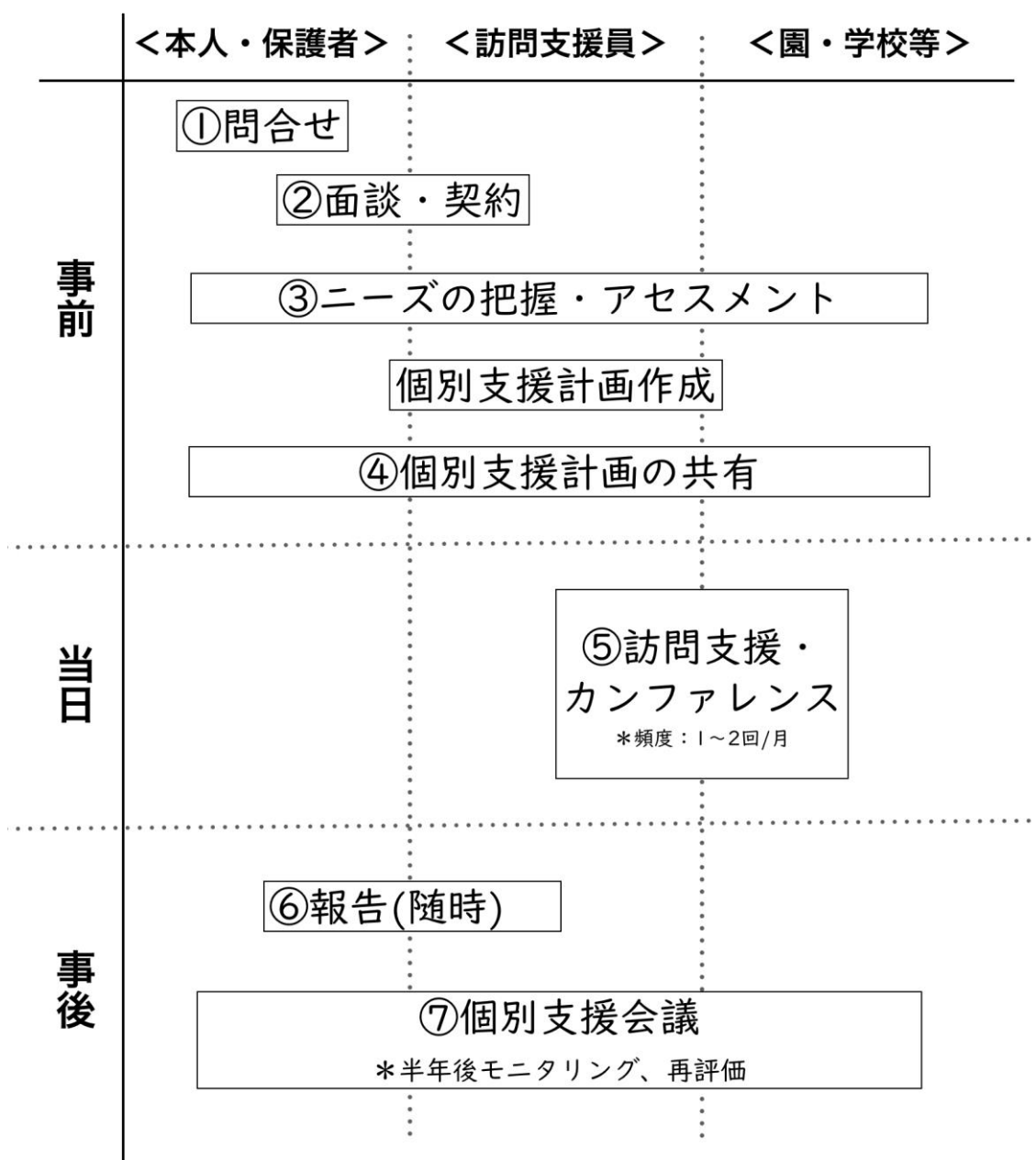
⑥ 報告

訪問先での様子やカンファレンスで話し合った内容を保護者へ報告します。あわせて、家庭でも取り組める支援や関わりについても話し合います。

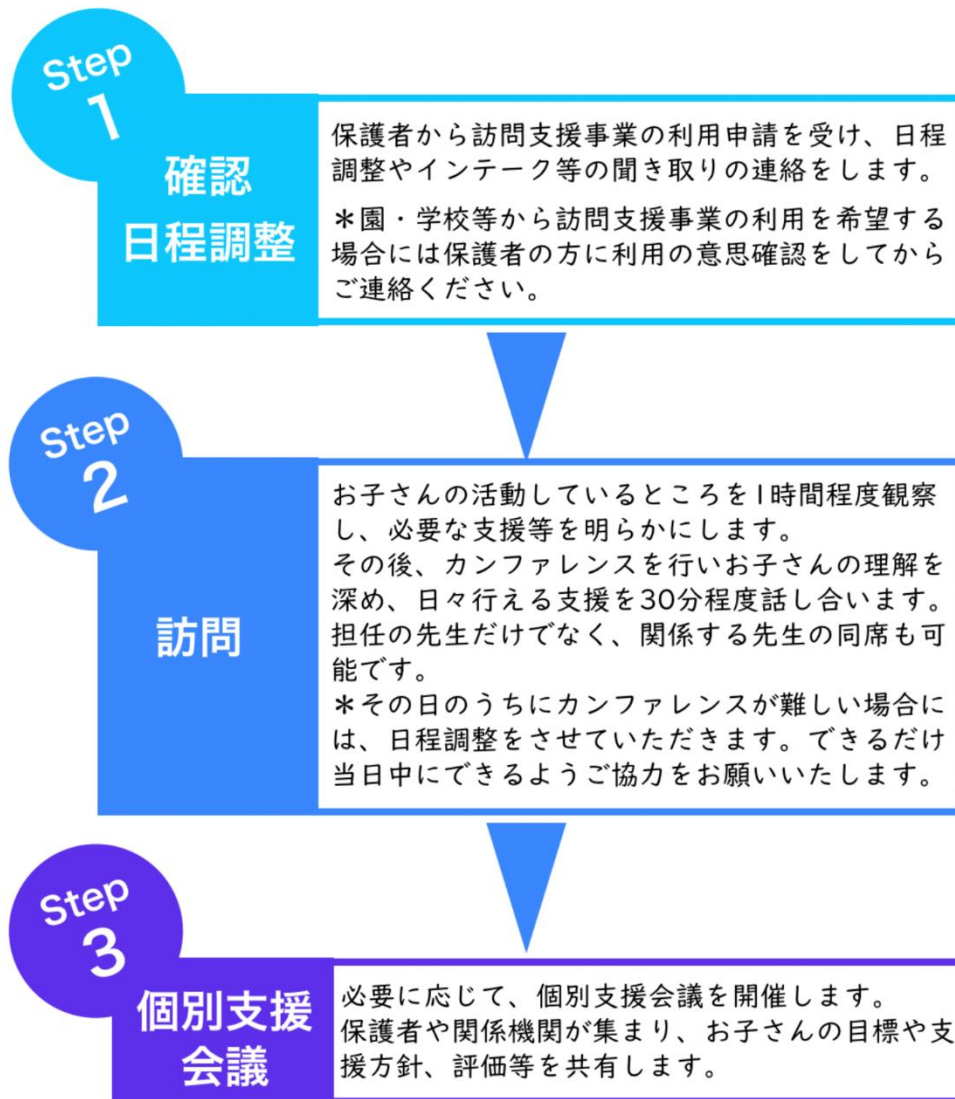
⑦ 個別支援会議

サービス利用の前後に個別支援会議を行うことがあります。これは支援の目標設定や具体的な支援方法を共有するためです。また、ここには半年ごとに行うモニタリングや再評価の内容の共有も含まれます。参加者は保護者、訪問支援員、訪問先の先生に加えて、相談支援員やその他関係する先生や支援者など、関わる人が一堂に会することでお子さんの理解や支援方法が統一され、よりよい支援に繋がります。

申請から報告までの流れ



園・学校等の取り組む流れ



IV参考資料 訪問依頼書

令和5年月日

〇〇学校長/〇〇園長 様

渋谷区園・学校等訪問支援事業 **いんくる**
管理者 徳永 瑞季

園所・学校等訪問について（依頼）

〇〇〇〇の保護者の〇〇〇〇様から、保育所等訪問支援事業の利用について、申し込みがありました。

つきましては、下記により訪問を計画しておりますので、下記担当者まで打合せのためのご連絡をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

記

支援の内容	
訪問者	
訪問日時の希望	第一希望 月日 () : ~ : 第二希望 月日 () : ~ : 第三希望 月日 () : ~ :
成果の共有方法	観察後、30分程度情報共有の時間を設定願います。
その他	

【問合せ等の連絡先】

担当者名：

電話番号：090-3960-5628

メールアドレス：inclu@tasuc.com

渋谷区園・学校等訪問支援事業 [いんくる](#)



利用のてびき

令和5年10月発行

〒150-0042

渋谷区宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ7階

渋谷区子ども発達相談センター内

 090-3960-5628  inclu@tasuc.com